平成２２年（フ）第２７１号
宮崎県都城市山田町山田4549番地６
債務者　斎藤　　斉
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３０１号
宮崎県日向市新生町２丁目６番地
債務者　上村　裕治
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１７８号
鹿児島県鹿屋市川西町4715番地
債務者　内山　和代
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
宮城県大崎市古川字竹ノ内252番地４、従前の住所宮城県大崎市古川大宮４丁目８番11号
債務者　柏倉　　勉
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
茨城県神栖市波崎9476番地
債務者　宮内　一郎
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１６５号
茨城県神栖市波崎9476番地
債務者　宮内　貴弘
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１６６号
茨城県神栖市波崎9476番地
債務者　宮内　恭子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３号
茨城県潮来市辻718番地５
債務者　茂木ジン子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第５号
茨城県潮来市上戸2258番地１
債務者　鈴木　清美（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３９０号
長野市吉田１丁目10番29号
債務者　溝口　由香
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
長野市大字安茂里1813番地１
債務者　三井　正夫
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
長野県中野市大字中野1947番地５、前住所長野県中野市大字中野1479番地27
債務者　加藤　千絵
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
長野県上田市常磐城２丁目６番13号
債務者　宮原　亜紀
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２５５号
長野県小県郡長和町古町363番地
債務者　五百目妙江
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３号
長野県東御市海善寺854番地91　県営住宅日向ガ丘団地Ｈ３―206
債務者　河村八津子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１１１号
長野県伊那市福島1197番地１
債務者　弾塚　　猛
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１１２号
長野県伊那市美篶3874番地
債務者　竹松　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第３４５号
奈良市恋の窪１丁目４番１―205号
債務者　田中　義人
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
奈良地方裁判所